

琉球大学人文社会学部規程

平成30年2月28日
制定

(趣旨)

第1条 この規程は、国立大学法人琉球大学組織規則第27条第2項の規定に基づき、琉球大学人文社会学部（以下「本学部」という。）の授業科目、単位、履修方法その他必要な事項を定める。

(教育研究上の目的)

第2条 本学部は、人文社会系の専門的、学際的分野において真理を探究し、それを基に、個人の尊厳と基本的人権を尊重する平和・共生社会の形成者、社会全体の持続的発展に寄与する人材を育成する。

2 各学科の人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的は、次の表に掲げるとおりとする。

学科	教育研究上の目的
国際法政学科	法学・政治学・国際関係学の分野で専門的かつ豊かな学際性を有する研究を行い、それを基に、持続可能な発展と平和・共生社会を可能にするための構想力・実践力を備えた人を育てる。
人間社会学科	人間と社会に関する専門的かつ豊かな学際性を有する研究を行い、それを基に、社会的弱者に配慮し、心豊かで、安心・安全に暮らせる社会を実現するための実践力を備えた人を育てる。
琉球アジア文化学科	琉球とアジアを中心とする歴史・文化に関する専門的かつ豊かな学際性を有する研究を行い、それを基に、文化の理解にとどまらず、それを発信し、継承発展させる実践力を備えた人を育てる。

(プログラム及びコース)

第3条 各学科に、履修上の区分として、次の表に掲げるプログラム及びコースを置く。

学科	プログラム	コース
国際法政学科	法学プログラム	
	政治・国際関係学プログラム	

人間社会学科	哲学・教育学プログラム	哲学コース, 教育学コース
	心理学プログラム	
	社会学プログラム	社会学コース, 社会福祉学コース, マスコミ学コース
琉球アジア文化学科	歴史民俗学プログラム	
	文学プログラム	
	言語学プログラム	

2 前項の規定に定めるもののほか、プログラム及びコースに関し必要な事項は、別に定める。

(共通教育等の授業科目の種類等)

第4条 共通教育及び専門基礎教育の授業科目の種類、単位数、履修方法等は、琉球大学共通教育等履修規程の定めるところによる。

(専門教育の授業科目の種類等)

第5条 専門教育の授業科目の種類、履修方法等は、別表に掲げるとおりとする。

(授業科目の公示)

第6条 各学期に開講する授業科目、授業時間、単位数及び担当教員は、学期の初めに公示する。ただし、臨時に開講する授業科目については、その都度、公示する。

(単位)

第7条 専門教育の授業科目の単位の計算は、次に掲げる基準により行う。

(1) 講義及び演習については、15時間の授業をもって1単位とする。ただし、教育上必要があると認められる場合には、30時間の授業をもって1単位とすることができる。

(2) 実験、実習及び実技については、45時間の授業をもって1単位とする。ただし、教育上必要があると認められる場合には、30時間の授業をもって1単位とすることができる。

(3) 1つの授業科目について、講義、演習、実験、実習又は実技のうち2以上の方法の併用により行う場合において、講義及び演習については係数3（ただし、演習については、教育上必要があると認められる場合には係数1.5とする。）、実験及び実習については係数1（ただし、教育上必要があると認められる場合には係数1.5とする。）に対し、それぞれの授業時間を乗じて得た数値の和が45時間の授業をもって1単位とする。

2 前項の規定にかかわらず、卒業論文、卒業研究等の授業科目については、これらの学

修の成果を評価して単位を授与することが適當であると認められる場合には、これらに必要な学修を考慮して、単位数を定めるものとする。

3 前2項の規定に基づく各授業科目の単位数及び週時間については、別表に掲げるとおりとする。

(登録、試験、単位の認定等)

第8条 登録、試験、単位の認定等については、琉球大学各学部共通細則の定めるところによる。

(編入学)

第9条 編入学については、琉球大学編入学規程の定めるところによる。

(特別編入学)

第10条 特別編入学については、琉球大学学則第29条の2の規定の定めるところによる。

(転入学)

第11条 転入学については、琉球大学転入学規程の定めるところによる。

(再入学)

第12条 再入学については、琉球大学再入学規程の定めるところによる。

(転学部及び転学科)

第13条 転学部及び転学科については、琉球大学転学部、転学科、転課程に関する規程の定めるところによる。

(転学)

第14条 本学部の学生で他の大学に入学又は転入学を希望する者は、指導教員及び学部長を経て学長の許可を受けなければならない。

(留学)

第15条 留学については、琉球大学留学等及び特別聴講学生に関する規程の定めるところによる。

(卒業の要件)

第16条 卒業するには、琉球大学（以下「本学」という。）に4年以上在学し、別表に掲

げる単位を修得しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、第3年次特別編入学者の卒業の要件は、本学に2年以上在学し、別表に掲げる単位（第3年次特別編入学以前に在学していた大学、短期大学、高等専門学校等で修得した単位のうち、本学の卒業要件に係る単位として換算する単位（以下「換算単位」という。）を含む。）を修得するものとする。この場合において、換算単位については、教授会が判定する。

（教員免許）

第17条 教育職員の免許状授与の資格を取得しようとする者は、教育職員免許法（昭和24年法律第147号）の定めるところにより、別に定める単位を修得しなければならない。

（研究生）

第18条 研究生については、琉球大学研究生規程の定めるところによる。

（特別聴講学生）

第19条 特別聴講学生については、琉球大学留学等及び特別聴講学生に関する規程の定めるところによる。

（科目等履修生）

第20条 科目等履修生については、琉球大学科目等履修生規程の定めるところによる。

（外国人学生）

第21条 外国人学生については、琉球大学外国人学生規程の定めるところによる。

（指導教員）

第22条 学生の修学、進路、就職、学生生活等の指導のため、各学科の年次ごとに指導教員を置く。

2 前項の規定に定めるもののほか、指導教員については、琉球大学における指導教員に関する規程の定めるところによる。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。